**○○センター指定管理者更新制度について（募集時提示資料）**

**１　更新の条件**

市は、次に掲げる条件が全て満たされていると判断した場合、○○センター指定管理者募集要項（■■○○年○○月）について、非公募により、現指定管理者を引き続いて次期指定管理者の候補者とすることがある。【再指定更新制度】

(1)○○センターに対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。

※次のような場合は、更新を行わないことがある。

・○○センター条例が改正等され、施設の位置づけが変更となった場合

・市議会において、施設の位置づけ・運営方針等の変更について請願が採択されるなどした場合

・○○センターに直接関連する法令の改正等があり、市が施設の位置づけを見直した場合

・○○センターに直接関連する国県補助制度等の廃止変更等があり、市が施設の位置づけを見直した場合

・利用者数・利用率等の推移が低調、その他設置目的を十分に果たしていない状況が確認され、管理運営手法に抜本的な改善を図る必要があると市が判断した場合

・市総合計画、市○○基本計画等が新たに計画、変更又は改正等され、施設の位置づけ、運営方針等を市が見直した場合

・近隣に類似の施設が建設、設置されるなど○○センターを取り巻く環境に大きな変化があった場合

(2)建替えや大規模修繕など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。

※次のような場合は，更新を行わないことがある。

・災害等により○○センターが損傷等し、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合

・耐震診断の結果、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合

(3)当該指定管理者の管理運営の状況（モニタリングの結果）が優秀であること

　　優秀の定義は、公募により選定した指定管理者又は再指定による指定管理者が、指定管理の更新を行う年度の前々年度から過去５年間分のモニタリング評価でＡ以上を２回以上達成し、かつ同期間中にＢ以下の評価がないこと。

※次のような場合は、更新を行わないことがある。

・毎年度実施するモニタリングにより、業務の全部又は一部の未実施、不適切な手法等が確認された場合

・協定書に定めた達成目標が、達成されていない場合（特別な事情があると認められる場合を除く。）

・利用者満足度が低調、利用者や施設近隣住民等から苦情等が多数寄せられている場合

(4)次期の協定条件について，市と指定管理者の双方が合意できること。

・次期の指定管理料は、１期目の指定管理料と同水準であることを基本とする。

・具体的な算定にあたっては、１期目の「収支計画内訳書」を基礎資料とし、総務省統計局発表の消費者物価指数、岡山労働局発表の最低賃金など、官公署等が公表した資料を根拠として合理的に行う。

・指定管理者業務仕様書の指定管理期間を５年間延長するものとする。

(5)○○○を達成する（満たす）こと。※施設所管課において特に要望する事項

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

**２　再指定更新制度のスケジュール**

(1)条件を満たしていることの確認

令和●●年７月～令和●●年８月

更新制の条件(1)(2)(3)(5)に掲げた条件を満たしているか否かを市が確認します。

(2)次期協定条件について、市と指定管理者で協議

令和●●年９月～令和●●年１２月

更新制の条件(4)により、次期協定条件について市と指定管理者で協議を行います。

(3)次期協定条件について合意（仮協定の締結）

令和●●年1月～２月

(4)再指定の議決（債務負担行為の設定を含む）

令和●●年３月市議会

**※更新制度適用不可の場合、●●年４月から公募手続き開始となります。**